

令和5年6月16日から、平群町、田原本町の一部で 市街化調整区域に編入された区域について、 新たに容積率等を指定します！

このたび、県では、平群町、田原本町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を指定しました。今回指定した数値は、令和5年6月16日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県地域デザイン推進局建築安全推進課、郡山土木事務所建築課及び中和土木事務所建築課、並びに当該町担当課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

- 奈良県地域デザイン推進局建築安全推進課 (電話 0742-27-7561)
- 奈良県郡山土木事務所建築課 (電話 0743-51-0209)
- 奈良県中和土木事務所建築課 (電話 0744-48-3079)
- 平群町事業部都市建設課 (電話 0745-45-2077)
- 田原本町産業建設部まちづくり建設課 (電話 0744-34-2085)

ご 注 意

令和5年6月16日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、令和5年6月16日以降に建築工事に着手する場合は、指定後の容積率等の規制を受けます。